

1 はじめに

平成28年4月に、「障害者差別解消法」が施行され、すべての公立学校において「合理的配慮」の提供が義務付けられた。これは、個別の対応が必要な児童生徒に対して、安心感のある環境のもとで、本人・保護者からの意思の表明に基づき、「合理的配慮」の提供を行っていくということである。また、意思の表明がない場合でも、児童生徒にとって必要な配慮や支援を行うなど、適切な対応に努めることが必要である。このような中、学校の取組では、障害の特性や個々の状態に応じた合理的配慮として何をすべきかが課題となっている。

そこで、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「合理的配慮」が提供され、十分な学びの保証につながるよう、従来行ってきた様々な配慮や支援を「合理的配慮」の観点から見直し、具体的に例示することで、日々の学校での支援に役立てていただきたいと考えた。

2 研究内容

(1) 「合理的配慮」の提供の事例

- ・児童生徒の状態と考えられる行動や状況の背景を例示する。
- ・考えられる配慮や支援を例示し、「合理的配慮」の観点と照らし合わせる。

※「合理的配慮」の観点について

① 教育的内容・方法

<教育的内容>

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮・・・・・・・・①-I-1

学習内容の変更・調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・①-I-2

<教育方法>

情報・コミュニケーション及び教材の配慮・・・・・・・・①-II-1

学習機会や体験の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・①-II-2

心理面・健康面の配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・①-II-3

② 支援体制

専門性のある指導体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・②-I

児童生徒、教職員、保護者、地域の方へ啓発を図るための配慮・②-II

災害時の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②-III

③ 施設・設備

校内環境のバリアフリー化・・・・・・・・・・・・・・・・③-I

発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
・・・・・・・・③-II

災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮・・・・・・・・③-III

※考えられる「合理的配慮」や具体的支援は同様であっても、児童生徒の状況によって、当てはまる観点が変わってくる。

(2) 支援窓口や支援機関の例示

「合理的配慮」の提供には、様々な機関の支援を必要とする場合もある。「個別の教育支援計画」の「支援機関一覧」の様式を用い、下野市の支援窓口や近隣の市町も合わせた支援機関を例示する。

3 研究の実際 (次ページより) 昨年度の4事例に引き続き、6事例紹介

配慮受験の必要なEさん

Eさんは、こんな人です。

- ◇特定の慣れた友達とは、楽しく過ごせる。
- ◆集団に慣れるまでに時間がかかる。
- ◆漢字の読み書き（小学校低学年程度）が難しい。



行動や状態の背景は？

- ・大勢の集団や初めての環境が苦手である。
- ・読み書きについて学習障害が疑われる。

<考えられる合理的配慮や具体的支援>

- 個別の指導計画を作成して対応し、支援の共通理解を図る・・・①-I-1、②-I
- 診断や支援についての助言を受けるなど、医療機関との連携を図る・・・①-I-1、②-I
- ルビを振った教科書やテストを使用する・・・①-I-1、①-II-1
- 障害のある生徒の受験配慮・・・①-I-1、①-II-3、③-II
 [県立高校の場合] 中学校は、生徒・保護者に希望する配慮を確認し、学校長から県教育委員会特別支援教育室へ連絡する（12月半ばまでの可能な限り早い時期）。
 [私立高校等の場合] 生徒・保護者に事前見学等を勧め、志願の意思を確認後、中学校の担当者が志望高の担当者に入學受け入れの有無や配慮点等の確認をする。

不登校傾向のFさん

Fさんは、こんな人です。

- ◇別室において自分で決めた学習に取り組むことができる。
- ◇特定の友だちと話をすることができる。
- ◆少しのことで自信をなくしてマイナス思考になり、休みがちになってしまう。



行動や状態の背景は？

- ・被害者意識が強く、必要以上に周囲の反応が気になる。
- ・苦手な教科やグループ学習に不安が大きく、授業を避けようとする。
- ・学年や学級の学習内容が理解できない。

<考えられる合理的配慮や具体的支援>

- 一日のスケジュールを示すなど見通しをもたせることで、安心して学習できる環境を整える・・・①-I-1
- 学習の場や時間を自己選択できる環境を整える・・・①-I-1、①-I-2、①-II-2
- 計画的にスクールカウンセラーとの面談を設定する・・・①-II-3、②-I
- 保護者との定期的な面談等で連携を図る・・・①-II-3、①-I-1
- 別室対応（本人・保護者との相談を行った上で、職員会議等で検討して進めるようにする）・・・①-I-1、①-I-2、①-II-2、①-II-3

◇・・・上手くいっている状況

◆・・・つまづいている状況

文章を音読することが苦手なGさん



Gさんは、こんな人です。

- ◇ 吃音が少しあるが、普段は友達や先生と笑顔で話することができる。
- ◆ みんなの前で発表したり、文章を音読したりすることが苦手である。
- ◇◆文章を視写したり考えて書いたりするのに時間がかかるが、学習には真面目に取り組む。

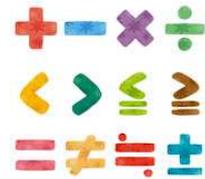
行動や状態の背景は？

- ・吃音があるため、言葉を発することに自信がもてない。
- ・特に改まった場面では、言葉を発することに緊張や不安が強くなる。
- ・視覚情報を素早く正確に処理することに時間がかかる。

<考えられる合理的配慮や具体的支援>

- 個別指導や通級等で、安心して話をしたり音読練習したりできる場を設ける・・・①-I-1
- 苦手意識が強い場合には、事前に音読する文章を選ばせたり、読む量を調整したりする
・・・①-I-2
- 吃音について友達の反応等で気にしている場合には、本児の了解のもと学級等で吃音について話をし、周囲への理解を促す・・・・・・・・・・・・・・②-II
- 音読練習の際、音読する文章の文節ごとに線や印を付け、視覚的にとらえやすくする
・・・・・・・・・・・・①-II-1

計算が苦手なHさん



Hさんは、こんな人です。

- ◇文章問題で、簡単な立式はできるものが多い。
- ◆かけ算九九を全て覚えていないため、かけ算やわり算の筆算で間違えてしまう。
- ◆たし算やひき算でうっかりした間違いをすることがある。

行動や状態の背景は？

- ・暗記する力や意欲が低いため、かけ算九九が覚えられず、苦手意識が強い。
- ・周囲に気を取られやすく、集中して取り組むことが難しい。
- ・落ち着いて丁寧に取り組むことが苦手である。

<考えられる合理的配慮や具体的支援>

- 個別指導や通級等で、かけ算九九や計算の練習をする場を設ける・・・・・・・・①-I-1
- 場合によりかけ算九九の表や計算機の使用を認め、学習への意欲が低下しないようにする
・・・・・・・・①-II-1
- 本児の様子により、取り組む問題の量を個別に調整し、丁寧に確実に取り組むことを意識させる・・・・・・・・①-I-2
- 本児が配慮を受けていることを学級の児童も受容したり、助け合ったりできる学級の雰囲気作りに努める・・・・・・・・①-II-3

情報機器を活用するIさん



Iさんは、こんな人です。

- ◇パソコンやタブレット等の情報機器を活用した活動があると、学習や学校行事等がうまくいく。
- ◆文字を書いたり、計算したりすることが苦手で、なかなか取り組もうとしない。

行動や状態の背景は？

- ・視覚的な支援があると、見通しが持てて安心できる。
- ・耳から聞いただけでは注意が集中できず、理解が難しい。
- ・態度細部まで注意がいかず、物事を正確に捉えたり、記憶したりすることが苦手である。
- ・目と手を協応させることが難しい。

<考えられる合理的配慮や具体的支援>

- 個に応じた情報機器の活用を図る・・・①-I-1 ①-II-2 ①-II-3
- 例)・学校行事や校外学習等で事前に写真を見たり、地図を示したり、タイムスケジュールを示したりすることで、活動のイメージや見通しをもたせる。
- ・デジタル教材を用いるなど、視覚的な支援を取り入れることで内容を理解させることができる。
- ・タブレットの学習ソフトで、目と手を協応する練習を取り入れる。
- ・ICT機器を使うことで意欲を高め、楽しみながら、できた実感や達成感がもてるようにする。

文章を書くことが苦手なJさん



Jさんは、こんな人です。

- ◇体験したことや考えたことを思いっくまま話したり書いたりすることができる。
- ◆板書を写すのに時間がかかり、学習内容を理解することが難しい。
- ◆順序立てて文章を書いたり、自分の考えを整理して書いたりすることが苦手である。

行動や状態の背景は？

- ・板書と手元を対応させて書くことが難しい。
- ・単語や文を記憶して書くことが難しい。
- ・自分の考えの話し方や書き方がわからない。

<考えられる合理的配慮や具体的支援>

- 板書内容を理解させてから、書くようにさせる・・・①-I-1 ①-II-1
- 例)・教師があらかじめ板書を読み、内容を理解させる。
- ・単語のまとまりでとらえられるように印をつけたり、間をあけて板書したりする。
- 書きやすくなる方法を工夫する・・・①-I-1 ①-I-2 ①-II-1
- 例)・色分けやマーキングをするなど、書き写す部分を分かりやすくする。
- ・補助プリントや穴うめ式のワークシート等を用意し、書き写す量を減らす。
- ・板書の内容を手元に置いて書き写させる。
- 書く量を減らし、授業に集中させる・・・①-II-1
- 例)・板書の内容をデジカメやタブレットなどで撮ったものをノートに貼る。
- ・個人にあった文字入力に関する代替手段(パソコン等)を活用し、書く負担を減らす。
- 話すことや書く内容を整理する方法を示す・・・①-I-1 ①-II-1 ①-II-3
- 例)・写真などでイメージをふくらませたり、作文メモやふせんメモを活用したりする。

個別の教育支援計画
〔支援機関一覧〕

ふりがな 氏名(性)	()	生年月日	平成 年 月 日	学校・学年	年	学校 第 学
保護者氏名		住 所	〒		電 話	

	就学前	小学校・小学部			中学校・中学部	高等学校・高等部	卒業後
		低学年	中学年	高学年			
支援窓口	社会福祉課 こども福祉課 健康増進課	社会福祉課 こども福祉課 学校教育課			学校教育課 社会福祉課	社会福祉課 ふおーゆう	
母子保健	主に就学 前の健康 診断等を 記入	5歳児(年中児) 健康診断					
医療・福祉	こばと園 リズム園 医療機関や 福祉機関で のかかわり を記入	<p>下野市近辺の福祉機関<相談は社会福祉課へ></p> <p>○児童発達支援施設(未就学児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こばと園 下野市(きらら館内) ・リズム園 小山市 等 <p>○放課後ディサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みのりの森キッズスクール 下野市祇園 ・トータスジュニアしもつけ 下野市下古山 ・リズム園 小山市 ・サポートちから 上三川町 ・ドリームキッズ 壬生町 ・ジニアス 壬生町 等 				<p>社会福祉課の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児福祉療育手帳 ・放課後等ディサービス ・生活保護 ・医療費助成 ・こばと園 等 <p>こども福祉課の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育 ・保育園 ・認定こども園 ・児童館 等 	
教育・保育	サポートセンター 就学前(幼稚園・保育園・認定こども園等)や就学後の支援にかかわっている担当者等を記入	<p>○小学校</p> <p>コーディネーター: ○○ 1年担任: ○○ 通級担当: ○○ 2年担任: ○○ 通級担当: ○○</p> <p>スクールカウンセラー</p> <p>サポートセンター</p>				<p>健康増進課の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児検診 ・育児相談 ・思春期保健 等 <p>学校教育課の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の就学 ・就学援助 ・学校支援 等 	
家庭	家庭での役割分担等						
地域	習い事や地域での活動を記入	学童保育 子ども会			親子サッカー 体操 コンビニ	市立図書館	
労働	労働機関でのかかわりを記入				マイチャレンジ 2年: ○○事業所	ハローワーク	障害者職業センター